

<論 文>

“日鉄中心主義”の転換と 製鉄事業法の成立

——戦時経済体制と鉄鋼業(1)——

安 井 國 雄

- I はじめに
- II 昭和恐慌後の鉄鋼業の発展
- III “日鉄中心主義”の転換(1)
——製鉄事業法成立まで——
- IV “日鉄中心主義”の転換(2)
——製鉄事業法成立を中心として——
 - 1 製鉄事業法案の内容
 - 2 製鉄事業法案の成立をめぐる
- V おわりに

I はじめに

私は、これまでの研究において、日本製鉄の成立は日本鉄鋼業の産業構造の再編を目論むものであることを解明した。すなわち、外国銑鉄・屑鉄の侵入により、銑・鋼の不均衡という脆弱な産業構造におちいていた日本鉄鋼業は、日本製鉄の成立による生産設備の合理的、効率的な配置、拡充と国内独占の強化によって、はじめて、銑鋼一貫体制を確立し、外国鉄鋼の国内市場侵入を防遏する可能性を持ちえたのである。

また、日本製鉄成立後の“日鉄中心主義”は、昭和恐慌後、急速に回復しつつある経済情勢の中で、恐慌を克服しつつ日本鉄鋼業の国際競争力の強化を目論むものであることを解明した。すなわち、日本製鉄成立前後の鉄鋼需要急増の中で、日本製鉄を中心とする設備拡充がおこなわれ、民間鉄鋼会社の溶鉱炉

“日鉄中心主義”の転換と製鉄事業法の成立（安井）

建設は認可されなかった。国家は“日鉄中心主義”によって、鉄鋼生産を計画的に進めつつ、日本製鉄の大規模溶鉱炉を起点とする合理的、効率的設備拡充により、日本鉄鋼業の銑鋼一貫体制化を進め、国際競争力を強化し、輸入屑鉄・銑鉄を防遏することにより、日本鉄鋼業の自立を図ろうとした。

ところで、日本の鉄鋼業は、第1次世界大戦後、一面では輸入銑鉄・屑鉄に依存をしつつ発展して来た。特に昭和恐慌後は、輸入屑鉄（特にアメリカ合衆国よりの）への依存が深まった。しかし、むしろかえって輸入屑鉄・銑鉄に依存したがゆえに、国際的に見ても、急速に鉄鋼生産を伸ばしたとも言える。そして、その当時は国家の基本方針が、アメリカ合衆国、イギリスと協調しつつ自己の勢力圏を拡大していったので、インドの銑鉄、アメリカ合衆国の屑鉄への依存は、軍事的要請から見て、問題はあったものの、依存からの離脱は必ずしも急を要するものではなかった。むしろ、第1次大戦後、国際的に経済競争の激化したなかでは、日本鉄鋼業は国際競争力を強化しなければ、自己の発展はありえなかった。そこで、国家は、八幡製鉄所の拡充を進めるとともに、さらには、製鉄合同によって日本鉄鋼業の銑鋼一貫体制化を進めることにより、国際競争力を強化しようとした。“日鉄中心主義”は日本製鉄成立後において、それらの政策目標が具体化される過程であった。

ところが、2.26事件後、アメリカ合衆国、イギリスに対する日本の対決姿勢が強まり、軍事的衝突も間近に予想されるようになってきた。すなわち、これまで日本の鉄鋼業を取りまいていた条件が大きく変化してきた。そして、日本鉄鋼業は軍事的要請を最も考慮しなくてはならなくなった。そこで、本稿では日本鉄鋼業の発展の条件が大きく変化した、2.26事件後、また日中戦争勃発後の日本鉄鋼業の発展方向を、主として帝国議会での製鉄事業法案等の鉄鋼業に関する審議を検討することにより解明したい。

II 昭和恐慌後の鉄鋼業の発展

昭和恐慌の打撃により、鉄鋼業は、銑鉄、鋼材の両生産部門ともその生産は縮小した。1930年に1,161千トンであった銑鉄生産は、1931年には917千トンと

“日鉄中心主義”の転換と製鉄事業法の成立（安井）

第1表 鉄鋼生産・輸入額

(単位千トン)

	銑 鉄		鋼 材		屑 鉄	A/B	C/B
	生産額(A)	輸 入 額	生産額(B)	輸 入 額	輸入額(C)		
1930年	1,161	406	1,921	435	488	60.4%	25.4%
31	917	399	1,661	263	296	55.1	17.8
32	1,011	444	2,113	230	559	47.8	26.5
33	1,423	641	2,792	400	1,013	51.0	36.3
34	1,728	614	3,323	371	1,413	52.0	42.5
35	1,907	962	3,978	316	1,692	47.9	42.5
36	2,008	972	4,548	296	1,497	44.2	32.9
37	2,308	995	5,080	722	2,420	45.4	47.6
38	2,563	857	5,489	214	1,358	46.7	24.7
39	3,179	707	5,381	110	2,555	59.1	47.5
40	3,569	690	5,261	214	1,391	67.8	26.4
41	4,312	646	5,046	57	203	85.5	4.0

(資料) 『製鉄業参考資料』

なり、1930年に対し1931年の銑鉄生産は79%となった。また、1930年に1,921千トンであった鋼材生産は、1931年には1,663千トンとなり、1930年に対し1931年の鋼材生産は87%となった。この縮小率は船舶建造量の縮小率、45%(1930年・206千総トン→1931年・93千総トン¹⁾)よりは小さい。とはいえ、この昭和恐慌下において、生産量を増大(苛性ソーダ……1930年・39トン→1931年・50千トンすなわち128%の増加率、硫酸……1930年・701千トン→1931年・819千トンすなわち117%の増加率、アンモニア……1930年・46トン→1931年・64トンすなわち139%の増加率²⁾)させていた化学工業とはその様相を異にしていた。すなわち、化学工業(人造肥料、製紙を除く)は1931年下期には払込資本金利益率が5.7%であるのに、他方鉄鋼業のそれはマイナス0.7%、さらに、造船業ではマイナス6.3%であった³⁾。以上のように、鉄鋼業は生産を縮小するなかで、造船業ほどでないにしろ、相当打撃を受けているのは事実であった。

ところが、鉄鋼業の場合、造船業とは異なり、恐慌からの脱出は早かった。銑鉄部門では1932年には対前年比で110%の増産であり、鋼材部門では127%の

1) 日本銀行統計局編『明治以降本邦主要経済統計』, 1961年。

2) 同上

3) 日本銀行調査局編『日本金融史資料』昭和編, 第30巻, 653ページ。

増産であった。そして、1932年下期の払込資本金利益率は、造船業では依然として、マイナス5.5%であるにもかかわらず、鉄鋼業は8.4%の黒字に転換していたのであった。

それ以後も、鉄鋼生産は銑鉄、鋼材の両部門とも急速にその生産量を増大させた。1931年に対する1936年の生産量を見ると、銑鉄部門では219%、鋼材部門では273%の増加率となった。そして、1931年以後1938年まで銑鉄、鋼材の両部門とも、一貫して生産量を増大させたのであった。

しかしながら、鉄鋼業は昭和恐慌から脱出して、その後何の陰りもなく発展したというわけではない。昭和恐慌後、丸鋼市価は、1933年に一時的な低下を示したとはいうものの、1935年まで、ほぼ一貫して好調であった。すなわち、1934年9月に121円の最高値を出した丸鋼市価は、1935年1月には低落した。しかし、その市価は105円と100円台を保ち、同年4月には丁度100円になった。その後、下げ足を早め5月には95円、6月には88円となり、12月には81円の最安値になった。ここに、鋼材市場は生産過剰におちいったと言える⁴⁾。さらにその後、反騰の様子はあったもののそう市価が上ったわけでない⁵⁾。

しかし、2.26事件後の軍拡ムードの中で丸鋼市価は90円台を維持した。その後、軍事費の急膨張が見込まれ、生産力拡充政策の検討が明らかになるにつれ、丸鋼市価も1937年4月最高値を示し、247円となった。さらに、日中戦争の勃発後、鉄鋼需要は急拡大した。しかし、この時点より、政府の強力な指導（国家統制）により、鉄鋼価格は抑えられてゆくことになった。

以上のように、鉄鋼業はいくつかの景気循環を含みつつも、急速に発展してきたが、その発展の方向は、輸入屑鉄に依存を深める方向での発展であった。

4) 『東洋経済新報』、1935年10月26日、は「鉄鋼事業は本年に入って明らかに一つの転換期を迎えた。銑鉄は日鉄1社に独占されているから別として、鋼材に就て見ると、供給不足勝ちな需給は遂に供給過剰状態を到来せしめ、之に伴って市価の瓦落、採算の急悪化が惹起されたのであった」(131ページ)としている。

5) 『同上』、1935年11月9日、は「むろんかう（反騰の様子があること……筆者）は云っても、……丸鋼ベースが百円を突破するというような高値は今後期待されない。と云ふのは、各社の急激な生産設備の拡張のため九年度までの如き供給不足状態の到来は最早や起り得ないからである」(52ページ)としている。

“日鉄中心主義”の転換と製鉄事業法の成立（安井）

第2表 1931年と36年の鉄鋼生産及び設備の比較

	製 鉄 設 備			製 鋼 設 備			(a-c=e) (b-d=f) (e-f=g)
	日満総計	日 鉄 割 合		日満総計	日 鉄 割 合		
1931年末 ^(a)	2,151千ト _ン	1,649千ト _ン	76%	^(e) 2,911千ト _ン	1,285千ト _ン	44%	^(e) 760千ト _ン
36年末 ^(b)	3,002	2,232	74%	^(d) 5,450	2,756	50%	^(f) 2,448
差 額	851	583		2,539	1,471		^(g) 1,688
	銑 鉄 生 産			鋼 材 生 産			(h-j=l) (i-k=m) (l-m=n)
	日満総計	日 鉄 割 合		日満総計	日 鉄 割 合		
1931年 ^(h)	1,407千ト _ン	982千ト _ン	70%	⁽ⁱ⁾ 1,663千ト _ン	755千ト _ン	45%	^(l) 256千 _ン
36年 ⁽ⁱ⁾	2,850	2,034	71%	^(k) 4,740	1,838	39%	^(m) 1,890
差 額	1,443	1,052		3,077	1,083		⁽ⁿ⁾ 1,634

（資料） 劍持通夫『日本鉄鋼業の発展』東洋経済新報社，1964年，564ページ。（原資料は
商工省『製鉄設備能力調査』）

その点について第2表で検討しよう。日本，満州を通観した場合1931年に対して1936年には，製鋼設備は2,539千トン分増設されているのに，製鉄設備は851千トン分しか増設されていない。その差は1,688トンになっている。そして，製鉄設備と製鋼設備の格差はその分だけ拡大したことになる。次に，銑鉄生産と鋼材生産とを比較すると，1931年に対し1936年には，鋼材は3,077千トン増産されているのに，銑鉄は1,443千トンしか増産されていない。その差は1,634千トンになっている。設備の増設分の差額と，生産の増産分の差額は165万トン前後で，ほぼ等しくなっている。この165万トン前後は実際には歩留まり8割として約200万トンの製鋼原料が必要と考えねばならない。そして，この製鋼原料は銑鉄輸入の増加か，屑鉄輸入の増加か，国内屑鉄の増加の3者によって賄わなければならない。

第1表によれば，1931年に対する1936年の銑鉄輸入の増加は，573千トンである。そして，第3表で同様の比較を屑鉄について見てみよう。屑鉄輸入⁶⁾の増

6) 日本開発銀行調査部『我国鉄鋼業と屑鉄』，1953年，によれば「製鋼用原料として用いられる屑鉄の供給源は大きく三つに分けることが出来る。第一は海外から輸入される『輸入屑』，第二は国内に存在する使用命数のついた鉄鋼製品——老廃屑及び機械メーカーなどが鋼材を更に加工する際に発生する鉄屑——加工屑を含めた『国内市中屑』，第三は鉄鋼メーカー内の作業過程において発生する返屑や鉄鋼メーカー内の老廃屑を含めた『自家発生屑』である」（21ページ）とある。

“日鉄中心主義”の転換と製鉄事業法の成立（安井）

第3表 鉄鋼工場給源別屑鉄需給表（除鑄物工場）（単位千トン）

	輸 入	%	自家発生	%	市 中	%	合 計
1930年	491	33.1	434	29.3	557	37.6	1,482
31	297	26.0	244	21.3	602	52.7	1,143
32	563	33.9	308	18.6	788	47.5	1,659
33	1,020	41.1	508	20.5	951	38.4	2,479
34	1,421	44.8	602	19.0	1,151	36.2	3,174
35	1,700	45.2	983	26.2	1,075	28.6	3,758
36	1,515	39.0	903	23.3	1,464	37.7	3,882
37	2,448	45.7	1,132	21.1	1,778	33.2	5,358
38	1,393	31.5	1,277	28.8	1,759	39.7	4,429
39	2,573	40.8	1,465	23.3	2,264	35.9	6,302
40	1,398	29.9	1,879	40.1	1,402	30.0	4,679
41	210	5.8	1,944	53.4	1,486	40.8	3,640

（資料）日本開発銀行調査部『我国鉄鋼業と屑鉄』，1953年，23ページ。

加は1218⁷⁾千トン，自家発生屑鉄の増加は659千トン，市中屑鉄の増加は862千トンである。これらを合計すれば3,312千トンになる。屑鉄については，これを原料としている，電炉メーカー（もしくは電炉部門），特殊鋼メーカー（もしくは特殊鋼部門），伸鉄メーカーがあるので，屑鉄がそちらの方へ流れるのは事実ではあるが，製鋼原料の増加分としては，輸入屑鉄が37%と，最大の比率を占めているのである。

さらに，その点を別の面より見てみよう。第1表によれば，鋼材生産額に対する銑鉄生産額の割合は1931年には55%あったのが，1936年には44%へと減少している。それに対し，鋼材生産額に対する屑鉄輸入額の割合は1931年の18%から1936年の33%へと大きく上昇している。

以上のように，製銑設備に比べ製鋼設備の増設の方が非常に大きいという，設備増設の発展方向に規定されて，鉄鋼業は，輸入屑鉄・銑鉄に依存を深める方向に発展した。なかでも，輸入屑鉄への依存は大きい。また，輸入屑鉄の中ではアメリカ合衆国が大きな比率を占めているのである。であるから，この期の鉄鋼業の発展を簡潔に特徴づければ，アメリカ合衆国の屑鉄に依存を深める

7) 第3表の数字は『製鉄業参考資料』の数字と少しだけ異なっているが，種類別の屑鉄の数字が判明するので通産省の数字を採用した。

“日鉄中心主義”の転換と製鉄事業法の成立（安井）

方向で発展したと言いうる。

ところが、1936、37年ごろになると、軍拡ブームが主要な原因となって屑鉄の相場は上昇して来ることになった。この点に関し、日本銀行調査局の調査によれば以下のごとくである。

而して海外に於ける先進諸国の近状を見るに、各国を挙げて軍備拡張熱昂揚さるるに連れ、鋼材の急需を喚起したければ世界鋼塊生産高は7年を底として通増、本年（昭和11年——筆者）に於ては1億2千百余万噸と従来の最高記録たる昭和4年の生産高を更に150万噸凌駕するに至れり、ために製鋼原料たる銑鉄は近年動もすれば供給不足を告ぐる状態となり、特に本年はその主要供給国たる西班牙に革命勃発したる結果、其供給は著しく減少を来したり、他方屑鉄亦其主要輸出国たる米国の製鉄業が記録的活況を示しつつあるため品枯れに陥り、本邦向輸出力に減退を来すと共に相場も珍らしく銑鉄相場を上廻るが如き奔騰を示せる等、海外に於ける製鋼原料は払底甚しく、之がため主として原料輸入により製鋼せる本邦鉄鋼業の如き極めて不利の立場となりたり⁸⁾

第4表 屑鉄及び銑鉄価格

すなわち、第4表によれば、1930年に銑鉄価格48円、屑鉄価格35円とその差が13円あったものが、1936年には、銑鉄価格57円、屑鉄価格54円と3円の差になり、1937年には銑鉄価格82円、屑鉄価格96円と、価格関係は逆転してしまい、屑鉄が14円も高くなってしまった。そして、それ以後終戦まではずっと屑鉄の方が高いままであった。それゆえ、第1次大戦後平炉メーカーは屑鉄製鋼法によって急速に発展してきたのであるが、その屑鉄製鋼法の経済上の有利性は消滅してしまう

	銑鉄(A)	屑鉄(B)	B/A
1930年	48円	35円	0.73
31	38	24	0.63
32	37	29	0.78
33	46	38	0.83
34	51	46	0.90
35	56	49	0.88
36	57	54	0.95
37	82	96	1.17
38	88	90	1.02
39	81	106	1.31
40	81	110	1.39
41	81	127	1.57

（資料）日本開発銀行調査部『我国鉄鋼業と屑鋼』、1953年、36ページ。

8) 日本銀行調査局「昭和11年本邦産業界概観」、1937年3月、日本銀行調査局編『日本金融史資料』、昭和編、第30巻、615ページ。

“日鉄中心主義”の転換と製鉄事業法の成立（安井）

ことになった。

他方、既述のように、銑鉄、屑鉄の輸入は増大していたが、鋼材の輸入は減少の傾向にあった。これは鋼材諸部門でのカルテル活動の結果であったが、日本銀行調査局の特別調査の引用にもあるように、世界的軍拡ムードにより国際的に鉄鋼需給が逼迫しているせいであった。

以上のように、昭和恐慌後そしてまた日本製鉄の成立後も、日本鉄鋼業はますます輸入屑鉄に依存する産業構造におちいていた。しかし、輸入鋼材の脅威が遠のくとともに、1936年ごろより、屑鉄価格が銑鉄価格をうまわることにより、屑鉄製鋼法の有利性は消滅した。ゆえに、経済上からいっても、輸入屑鉄に深く依存した日本鉄鋼業の産業構造を転換することが迫られていた。

Ⅲ “日鉄中心主義”の転換(1)

——製鉄事業法成立まで——

満州事変後の重化学工業化の急進を背景として、鉄鋼需要は急増した。その鉄鋼需要急増の情勢の中で、溶鋳炉の建設認可申請が相次いだ。日本製鉄以外では1933年5月、日本鋼管が350トン炉の1934年7月、浅野小倉製鋼が250トン炉の、同8月、中山製鋼が300トン炉の、1935年5月、日本鋼管が400トン炉の、浅野造船鶴見が300トン炉の建設認可申請をおこなった。

他方、日本製鉄の方⁹⁾は1935年12月以前（従来いわれている通り9月とも考えられる）に洞岡3号炉（1,000トン）、1936年4月に洞岡4号炉（1,000トン）の建設認可申請がおこなわれた。

これらの認可申請の内、1936年の2.26事件以前に認可されたのは、日本鋼管の350トン炉（1934年10月）と、日本製鉄の洞岡3号炉（1935年3月）のみであった。他の溶鋳炉が認可されるのは、2.26事件後、社会経済が軍拡基調に大きく転換した後であった。すなわち、1936年4月に、日本製鉄洞岡4号炉1,000

9) 日本製鉄の洞岡3、4号溶鋳炉に関する事実関係は、拙稿「日本製鉄成立と鉄鋼政策——日本国家独占資本主義成立との関連で——」、『経済学雑誌』第76巻、第2号、1977年2月、を参照願いたい。

“日鉄中心主義”の転換と製鉄事業法の成立（安井）

トン、日本鋼管400トン炉と浅野造船鶴見300トン炉、1936年12月に浅野小倉製鋼250トン炉、中山製鋼300トン炉がそれぞれ認可された。ここに、“日鉄中心主義¹⁰⁾”は転換されたと考えられる。

2.26事件後、初めて開かれた帝国議会である第69特別議会（1936年5月1日～26日）において、広田内閣の小川商工大臣は5月23日の製鉄業奨励法中改正法律案特別委員会で「……製鉄国策ニ付キマシテハ全面的ノーツ見直シトデモ申シマスカ、製鉄国策全面ニ互リマシテーツ検討ヲシテ見ヨウ、斯ウ云フコトデ関係省ノ協議会ヲ開イテヤッテ居リマス」と製鉄国策の再検討の必要を述べた後、つづいてその検討の内容として

一例ヲ申上ゲマスレバ、今問題ニナリマシタ屑鉄ニ依存シテ居ルヤウナ製鉄法ハ困ルカラ、屑鉄ノ輸入ヲ少クシテ無論一本立ニシナケレバナラスト云フヤウナ考カラ製鋳（鋼？——筆者）法ヲ改善シテ行キタイ、鋳石法デ……技術ノコトハ私能ク分リマセスガ、屑鉄法カラ鋳石法ニ移ッテ行クト云ウヤウナ大体方針デアリマス、其ノ方針モーツノ問題デアリマス、ソレニ関連シテ、溶鋳炉ヲ増設スルト云ウ問題、是ハ今マデ申上ゲマシタ「アウトサイダー」ニモ溶鋳炉ヲ許シテ行クノハ其ノ精神ヲリ出テ居ルノデアリマス、又日本製鉄会社ハ溶鋳炉ヲドシドシ増設ヲシテ行クコトガ最モ必要ダト思ッテ居リマス、サウイウコトモーツ考ヘテ居リマス、ソレカラ原料ト致シマシテハ資源開発ノ件、或ハ貧鋳、砂鉄等ノ利用促進ノ件、日滿両者ノ製鉄業統制ノ件、本邦鉄工材生産販売統制ノ件、海外輸出増進ノ件、製鉄奨励法改正ノ件……¹¹⁾

などをあげている。

この製鉄国策の再検討の必要性に関しては馬場大蔵大臣も5月15日に、昭和十一年度一般会計歳出ノ財源ニ充ツル為公債発行ニ関スル法律案委員会において、「併シ将来製鉄国策ニ付キマシテハ、実ハ更ニ再検討ヲスル時ガ来タヤウニ思ウノデアリマス」¹²⁾とその必要性を述べている。

10) “日鉄中心主義”についても詳しくは同上拙稿を参照願いたい。

11) 「製鉄業奨励法中改正法律案特別委員会議事速記録」第1号、1936年、13ページ。

12) 「昭和十一年度一般会計歳出ノ財源ニ充ツル為公債発行ニ関スル法律案委員会議録」第3回、1936年、14ページ。

“日鉄中心主義”の転換と製鉄事業法の成立（安井）

小川商工大臣の発言の内、最も強調されたのは、輸入屑鉄への依存＝製鋼法の問題であった。それに関連して小川商工大臣は製鉄業奨励法中改正法律特別委員会で5月23日「銑鉄ニ付テハ今日供給不足デゴザノマス、ドウシテモ自給ノ域ニ達セシメナケレバナラス、ソレガ有事ノ日ニ備ヘル所以デアルト考ヘルノデアリマス」¹³⁾と、軍事的要請を重視した発言をしている。そして、この点は陸海軍当局とも同じ考えに立っていた。同委員会で同日豊田副武海軍省軍務局長は「戦時ニナリマスレバ勿論今ノ溶鋳炉ノ容量デハ到底国内需要ノ一斑モ賄フコトハ出来ナイト云フコトヲ私ハ信ジテ居リマス」¹⁴⁾と述べ、磯谷廉介陸軍省軍務局長も「陸軍ノ方モ全然同感デゴザイマシテ、平時ノ自給自足スラ今日マデ出来テ居ラスノデアリマス、況ヤ戦時ニ於キマシテハ到底自給自足ハ出来ナイト云ウ考デゴザイマス」¹⁵⁾と述べた。

すなわち、政府当局は製鉄国策の再検討を必要と考えていた。その中心点は軍事的な要請より、屑鉄輸入の防遏の必要性が強調され、そのためにこそ、日本製鉄だけでなく、アウトサイダーの溶鋳炉建設も認可されたのだった。また、製鉄国策の再検討の内容として挙げられたほとんどのものは、翌年に成立した製鉄事業法が問題としたものであった。

これら製鉄国策の問題点は、第70議会（1936年12月24～1937年3月31日）に提案された製鉄事業法案の審議において明示されることになった。

IV “日鉄中心主義”の転換(2)

——製鉄事業法成立を中心として——

資本金に対して収益1割を超過する鉄鋼会社に対し、製鉄業奨励法による所得税及び営業収益税の免除を廃止する改正案を第69特別議会において、成立させた商工省は、それにひきつづいて、鉄等の原料について原料国策の省議を進めていた¹⁶⁾。鉄鋼に関しては、1936年7月の時点で「一、製鉄業奨励法の根本的

13) 「製鉄業奨励法中改正法律案特別委員会議事速記録」第1号、1936年、4ページ。

14) 「同上」第1号、1936年、12ページ。

15) 「同上」第1号、1936年、12～13ページ。

16) 『東洋経済新報』、1936年7月18日、67ページ。

“日鉄中心主義”の転換と製鉄事業法の成立（安井）

改正」,「一,製鉄五ヶ年計画樹立」,「一,原鉱石の獲得」,「一,製鉄の全面的協調」,「一,生産販売統制」が問題点として絞られて来ていた。さらに,11月の時点では,製鉄奨励法改正案の骨子が煮詰められて来ており,その内容は後の製鉄事業法案そのものの骨組みを成すものであった¹⁷⁾。そして,製鉄事業法案は広田内閣崩壊の後成立した林内閣の伍堂商工大臣によって,第70議会(1936年12月24日~1937年3月31日)の会期切れも迫った3月21日衆議院に提出された。

この製鉄事業法案は全体として見れば,根本策と応急策とを内包するものであった。伍堂商工大臣は3月29日の衆議院製鉄事業法案委員会で

ソレハ、当面政策トシテハ此鉄価ノ暴騰ニ依ッテ国民ガ、消費者ガ受ケル損害、影響ヲ此法ノカニ依ッテ此運用ニ依ッテ、ドウシテモ匡正シナケレバナラヌト云ウコトガ主ナル点デアリマス、ソレカラ尚ホ鉄、鋼ノ景氣ガ好クナルニ連レマシテ、向後一年間ト云フモノハ恐ラク黙ッテ居ッタナラバ濫設セラレルデアラウ、是ハ濫設ノ機運ニ向ヒツツアリマス之ヲ今日カラ抑ヘル、抑ヘルト云ノノハ語弊ガアリマスケレドモ、合理的ニ伸バシテ行カナケレバナラヌト思フ、此点ガ応急対策デアリマス、根本政策トシテハ自給自足ニ対スル政策ノ実行ヲ速ニ確立スルト云フコトガ必要デアリマス……又貧鉄、砂鉄ノ処理ニ対シマシテモ此夏頃迄ニハ凡ソドウ云ウ方ヲドコニ持ツト云ウ見当ガ付ク見込デアリマス、サウスルト、直グ実行ニ移ラナケレバナラヌ¹⁸⁾

と述べた。

そして,伍堂商工大臣は衆議院製鉄事業法案委員会への提案理由の説明の中で以下のように5項目にわたり製鉄事業法案の要点を挙げた。

第一ニ鉄鋼ノ製造事業ハ、原則トシテ之ヲ政府ノ許可ヲ受クベキ事業ト為シタノデアリマス……。

第二ニハ許可ヲ受ケマシタル製鉄事業者ノ中、一定ノ設備ヲ以テ営ム者トニ対スル所得税、営業収益税等ノ免除ニ付キマシテハ、大体现行法通りト致シマシタガ、銑鋼一貫設備ヲ以テ営ム製鉄事業ノ設備能力ニ付テハ、

17) 『同上』,1936年11月14日,83ページ。

18) 「製鉄事業法案委員会議録」第8回,1937年,15ページ。

“日鉄中心主義”の転換と製鉄事業法の成立（安井）

現在一年ニ三万五千瓩以上ト規定シテ居リマスノヲ、一年十萬瓩以上ト改メ、又新ニ砂鉄、貧鉄等ノ製練事業若クハ砂鉄、貧鉄等ヲ配合シテ、製鉄ヲ為ス製鉄事業ニ付テモ、所得税、營業収益税等ヲ免除シテ……

第三ニハ、許可ヲ受ケタル製鉄事業者ニ対シマシテハ、産業上竝ニ国防上適當ナル統制ト指導監督ヲ行フコトガ、必要デアルト認メラレマスカラ、之ニ関スル規定ヲ設ケタノデアリマス……

第四ニハ製鉄事業ノ重要性ニ鑑ミマシテ、官吏及學識經驗アル者ヨリ成ル製鉄事業委員会ヲ設ケ、本法ノ施行ニ関スル重要ナル事項ニ付テハ、之ヲ其委員会ニ付議スルコトト致シマシタ

最後ニ本法施行ノ際、現ニ製鉄事業ヲ営ミ居ル者、竝ニ所得税及營業収益税等ノ免除ヲ受ケ得ル者等ニ対シテハ、適當ナル経過規定ヲ設ケテ、特ニ是等ノ者ノ利益ヲ考慮致シマシタ……¹⁹⁾

これらはそれぞれ重要な論点であったが、その中でも、許可制にかかわる論点は最も重要なものであった。そこでまず、それから検討することにする。

(1) 製鉄事業法案の内容

(a) 製鉄事業の許可制について

伍堂商工大臣は3月28日、同委員会で

只今ドウシテモ外国カラ買ハナケレバナラヌ物ハ鉄石ト屑鉄ナンデアリマス、鉄鉄ハ輸入シテ居リマスケレドモ、溶鉄炉サヘ増設シマスレバ自給自足出来ルヤウニナリマスガ、其原料ハ今日ノ事情デハドウシテモ外国ニ依存シナケレバナラナイ、其二ツノ原料ヲ自給スルト云フコトガ国策ノ根本デアリマシテ其道ニ進ム為ニ此法案ガ立案サレタノデアリマス、……中略……ソコデはカラ出来ル炉ヲ屑鉄ニ依ル炉ハ成ベク事情ノ差支ナイ限り許サナイヤウニシテ行ケバ、是カラ膨脹シマスノハ漸次屑鉄ヲ使ハナイデ、少ク使フヤウナ方法ニ依ル炉ガ増シテ行ク訳デアリマス、ソレガ即チ許可制度ニ必要ナル点デアリマシテ、若シ許可制度ニ致シマセヌト屑鉄ヲ余計使フ平炉ガ漸時濫設サレテ行ク、殊ニ景氣ノ好イ時デアリマスカラー

19) 「製鉄事業法案委員会議録」第2回、1937年、1～2ページ。

“日鉄中心主義”の転換と製鉄事業法の成立（安井）

年ノ中ニハ相当増スコトト思ヒマス

ソレカラモウツハ鋼ノ炉デアリマス、即チ溶鋳炉デアリマス……中略……ヤハリ是ハ許可シテ私設ノ溶鋳炉ニ邪魔ニナラヌヨウニ、鉍石ノ争奪戦ガ始ラヌヤウニスルト云フコトモ考ヘ、サウシテ此銑鉄ト鋼トヲ一貫シテ造ル作業ニ重キヲ置クヤウニ仕向ケナケレバナラヌト思フノデアリマス、即チ製鉄国策ノ根本ハソレダケデアリマシテ、我国ノ必要トスル製鉄用原料ヲ自給自足スルコトニアル……²⁰⁾

と述べ、鉄鉍石と屑鉄の自給自足という原料政策の観点より許可制の必要性を強調した。しかし、それは単に原料を自給自足するというだけでなく、上記引用でも言われているように鉄鋼業の生産方法の転換と結合して強調されているのが重要なポイントである。その点をより明確にしなから、伍堂商工大臣は3月28日に同委員会で以下のように述べている。

「スクラップ」ヲ一日モ早く国内デ産スルダケニ留メタイ、ソレニハ「スクラップ」法ノ炉ガ漸次ヤツテ行ケナイヤウニシナケレバナラヌ、デアリマスカラ今日需要ノ激増ニ対シテ、方々デ出来マス「スクラップ」法ニ依ル平炉ガドンドン殖エテ行クコトヲ阻止シナクチャナラヌ、ソレガ此国策——「スクラップ」法ヲ鉍石法ニ改メルコトニ対スル重大ナル影響ニナルノデテリマス……²¹⁾

しかも、スクラップ法から溶鋳鉍石法への転換は周囲の状況によりさし迫ったものになっていた。伍堂商工大臣は3月23日、同委員会で、

斯ウ云ウヤウニシテ見マスルト、鉍石ノ将来外国カラノ輸入ハ可ナリ不安ナ状況ニアリマス、而シテ其量ト雖モ、サウ無暗ト増スコトガ出来ナイヤウナ状況デアリマス、「スクラップ」ニ於テハ一層ヒドイノデアリマスカラ、若シモ今日ノ景気ノ為ニ、許可制度ニ依ラナイデ溶鋳炉ナリ、或ハ鋼ノ炉ナドガ濫設サレルコトニナリマス、原料ノ奪合ヒニモナリマシテ、サウシテ合理的ニ行ツテ居リマス製鉄業者ハ、ソレガ為ニ迷惑ヲ蒙

20) 「同上」第7回、1937年、28ページ。

21) 「同上」第7回、1937年、27ページ。

“日鉄中心主義”の転換と製鉄事業法の成立（安井）

ル……²²⁾

と述べた。

そして、このスクラップ法から溶銑鉍石法への鉄鋼業の生産方法の転換という問題と、鉄鋼業への軍事的な要請との関連について、伍堂商工大臣は3月26日、同委員会で

今カラ戦時ヲ考ヘレバコソ、今カラ此「スクラップ」法ヲ漸次抑制スルヤウニシナケレバナラヌト思フノデアリマス、戦時ニハ外国カラ——外国ニハ割ヲ依存シテ居ル「スクラップ」、戦時ニ於テハ之ヲ頼リニスルト云ウコトハドウシテモ出来ナイ……²³⁾

と述べた。

以上のごとく、鉄鋼業への軍事的な要請により、主としてアメリカ合衆国より輸入する屑鉄に依存した日本鉄鋼業の産業構造は放置しえず、製鉄事業法を制定し、製鉄事業を許可制にすることによって溶銑鉍石法による製鋼の比重を高めようとした。それは、他方では、商工省指導の下での溶銑鉍石の急増設となって表われた。しかし、そうなると以前にも増して一層鉄鉍石の確保の重要性が増大して来る。

伍堂商工大臣は1937年3月12日、衆議院関税定率法中改正法律外四件委員会において

今日マデノ日本ノ製鉄国策ト云フモノハ、製鉄奨励法其他ニ依ッテ鉄、鋼ノ生産ヲ出来ルダケ増シテ行キタイト云フコトニ、専念シテ居ッタノデアリマス……中略……デアリマスカラ此銑鉄ト鋼ノ一貫作業ト云フコトニ対シテ非常ニ奨励ヲシテ居ッタノデアリマスガ、自分ノ意見ハ銑鋼一貫デハイケナイ、詰リ鉍石ト銑鉄ト鋼鉄ノ一貫、即チ鉍銑鋼一貫デナケレバйкаスト云フノガ、私ノ信念デアリマス、デアリマスカラ遅レタリト雖モ、是ハ全速力ヲ以テ着手シナケレバナラヌ、即チ是ハ日滿ヲ一ツノ「ブロック」ト考ヘテ、サウシテ日滿地域内ニ存在シテ居リマス、仮令品質ガ悪クテモ、其貧鉍ナリ、砂鉄ナリヲ一日モ速ク活用スルコトニ依ッテ、自給自

22) 「同上」第2回，1937年，4ページ。

23) 「同上」第5回，1937年，8ページ。

“日鉄中心主義”の転換と製鉄事業法の成立（安井）

足ニ邁進シナケレバナラス、是ガ私ノ製鉄国策ニ対スル第一ノ条件デア
ルノデアリマス……²⁴⁾

と銑鋼一貫体制だけでなく、原料獲得を強調した発言をした。

しかし、その原料確保の領域は限定されていた。山脇陸軍少将（政府委員）
は3月27日、衆議院製鉄事業法案委員会で

戦時ニナリマシテ鉄鉱ノ輸入ノ困難ナ事情ハ仰セノ通りデ、吾々モ非常
ニソレヲ心配スルノデアリマス、ソコデ日滿、ソレカラ何処トハ申上ゲマ
セヌガ、ソレニ近い所デ手ノ届キサウナ所デ出来ル限り自給自足ノ出来ル
ヤウニ計画ヲ普段カラシ、且ツ平時カラ成ルベクソレニ近いヤウナ風ニ持
ッテ行カナケレバナラヌト思フ……²⁵⁾

と、暗に北支を示唆しながら、日・満・北支を一体とした原料政策を主張した。

また、伍堂商工大臣は3月2日に衆議院予算委員第五分科会で

私ハ鉄ニ関係シマシテハ、日滿ヲ一ノ「ブロック」ト考ヘテヤル、サウ
シテソレニ依ッテ自給自足ノ途ヲ立テルヨリ外ニハ、今日方法ハナイノデ
アリマス、ソレガ私ノ戦時ニ於ケル鉄ノ自給政策デアリマシテ、現今ノ如
ク所要原料ノ、即チ所要鉱石ノ八割内外ヲ遠キ南洋等ニ求メテ居ルト云フ
コトハ、非常時ニ於テ出来ナイ……²⁶⁾

と、戦時には南洋地域（マレー、インドネシア、フィリッピン等）は期待出来
ないと述べた。

以上、要するに、米英との政治的、軍事的対立の激化に規定されて、鉄鋼業
への軍事的な要請も変化していた。戦時経済体制下においては、軍事的な要請
から言って、鉄鋼業が単に軍事的な必要を満すだけでは不充分であった。とい
うのは、原料調達に関し、従来の重要な供給地である南洋地域には重大な不安
が存在したのである。その理由はそれらの地域が、敵対国であるアメリカ合衆
国、イギリス、オランダの支配地域であることと、戦時に日本と南洋地域の航
路の確保が困難であることにあった。また、言うまでもなく製鋼の原料として

24) 「関稅定率法中改正法律案外四件委員會議録」第8回、1937年、17ページ。

25) 「製鉄事業法委員會議録」第6回、1937年、28ページ。

26) 「予算委員第五分科會議録」第3回、1937年、3ページ。

アメリカ合衆国から輸入する屑鉄，インドより輸入する銑鉄にも期待出来なかった。日本鉄鋼業はそのような軍事的な要請に基づいて，日本の勢力圏内（日・満・北支）において鉄鋼原料を獲得し生産活動をおこなわねばならない情況に追いこまれつつあった。勢力圏外の原料に依存しては，戦時に鉄鋼業はたちまち非常な困難におちいるのは明白であった。

そこで，日本政府当局は，製鉄事業法を基盤にして，植民地＝勢力圏内（日・満・北支）の鉱山の開発を急ぎ，また他方，貧鉄，砂鉄の利用の技術開発，使用奨励を図った。さらに製鉄事業法による許可制度によって，政府当局の統制の下に，一方では溶鉄炉を次々増設し，他方ではスクラップ法の平炉建設を抑制し，溶鉄鉱石法の平炉建設を促進し，さらに日本鉄鋼業において銑鋼一貫体制を確立しようとした。そして，ここでの一番重要なポイントは，南洋の鉄鉱石とアメリカの屑鉄への依存を断ち切ろうとする原料政策にあった。しかし，それと同様に重要であったのは溶鉄炉建設の促進であった。なぜなら，溶鉄炉建設が進まなければ，いくら製鉄原料が獲得できても，銑鉄をそれに見合せて生産できないからであり，さらに，鉄石法の平炉建設の促進もできないからである。というのは，鉄石法では溶鉄が主原料となるので，鉄石法の平炉は，事実上溶鉄炉と一体となって，銑鋼一貫体制に組みこまれて建設されるからである。

以上のような鉄鋼業に対する政策理念のもとに以下のようないわゆる伍堂プランが出てくるのである。伍堂商工大臣は同委員会で3月25日に

今日想定シテ居リマス五箇年後ノ六百万吨及八百万吨——日満ヲ通ジマシタ場合ニハ八百万吨，是ハ先程最後ニ陸軍大臣ノ言ハレタコトヲ一寸聴イタノデアリマスガ，ソレデ満足ハシテ居ナイケレドモ，最小限度ノ是ダケナクテハナラヌト云フ要求デアル，私モ其通りデアリマス，是ダケハ是非確實ニ供給シナケレバナラヌ，ソレハモウ既定ノ計画ニ依ッテ確實ニ供給サレル見込デアリマス，ソレ以上ハドウ云ウ見込ガアルカト申シマスト，其計画以上ニ将来出テ来マス所謂主トシテ「アウトサイダー」ノ増設，ソレカラ貧鉄，砂鉄等ノ処理ニ依ッテ，漸次増産ヲ期待スルコトガ出来マス，斯様ナモノハ既チ確實ナ最小限度ノ供給以上ノモノデアリマ

“日鉄中心主義”の転換と製鉄事業法の成立（安井）

ス……²⁷⁾

と日満一体の年間800万トンの長期計画を示した。

(b) 政府による監督の強化について

日本政府＝商工省は(a)で述べたような鉄鋼業に対する根本策を保持していたが、いわゆる応急策としてはどのような政策理念を持っていたらう。まず、当時の鉄鋼の需給状況に対する商工省の考えを確かめてみよう。伍堂商工大臣は3月28日に製鉄事業法案委員会において

将来ハ知ラズ、過去ノ実績ニ拠リマスト、一体此製鉄事業ト云フモノハ余リ儲カルモノヂャナイノデアリマス、二年景気が好ケレバ三年反動ガ来ル、是ガズットモウ過去永イ統計ニ依ッテサウナッテ居ルノデアリマス、サウ云ウコトモ私共トシテハ責任ノアル者ハ考ヘナクチャナラヌノデアリマシテ、今日鉄ガ足りナイ足りナイト言フカラモウ騰ルー方デ茲十年モ行クトハ実ハ私ハ思ッテナイノデス、世界ノ各国ガ此勢デー体ドンドン金ヲ使ッテ行ッテ宜イノカドウカ、斯ウ云ウコトヲ考ヘマスルト何時カハ反動ガ来ル、其場合ノ経済的影響、社会問題モ考ヘナクチャナラヌ、斯ウ思ッテ居リマスカラ、最小限度ノ——国防上カラ言ッテモ最小限度ノ必要ニ対シテ、最モ確実性ヲ帯ビル計画デ我慢ヲシナケレバナラヌ……²⁸⁾

と述べ、このままの勢で需要が伸びるのではなく、反動が来るとの考え方を示した。であるから、需要の急増に対しては、単に設備の増設のみによって対応するものでなく、応急策は鉄鋼市況に対する上述のような判断を前提にするものであった。

さらに、商工省は鉄鋼飢饉の原因が、生産過程にだけでなく、流通過程にもあると考えていた。伍堂商工大臣は3月26日に同委員会で

前ニ申シマシタヨウニ、アル所ニハアルノダ、川口ノ鑄物業者ノ中デモ、唯非常ニ苦シム者ハ非常ニ欠乏シテ居ルト云フヤウナコトカラ考ヘマシテモ、ソレカラ又問屋筋デ、相当問屋ノ者が、私ガ入閣シマセヌ前ニ話

27) 「製鉄事業法委員会議録」第4回、1937年、17～18ページ。

28) 「同上」第7回、1937年、35ページ。

“日鉄中心主義”の転換と製鉄事業法の成立（安井）

ヲ聞キマスルト、月ニ此位儲ケタト云フ風ナコトヲ言ッテ居ル者モアリマス、要スルニ実需数量ニ対シテ「ストック」ガ相当ニ不公平ニ分配サレテ居ルト云フコトハ事実デアリマス、ソレヲ今「ストック」ヲ臨検スルト云フコトハ出来ナイノデアリマス、デアリマスカラ之（製鉄事業法案——筆者）ヲ通シテ戴ケバ出来ル、斯ウ私ハ思フ……²⁹⁾

と述べ、流通過程での問題を指摘した。

以上のように、鉄鋼市況に対する考え、流通過程での問題点を踏まえて、応急策が考えられた。応急策について質問された大貝商工省鉱山局長は、3月26日に同委員会で、それに答えて、銑鉄、鋼材輸入の2ヶ年の免税、それによる輸入の増加、日本製鉄等による銑鉄の輸入、鉄鋼輸入に対する為替管理上の配慮、等を挙げた後

尚ホ其配給ノ関係ニ於キマシテ、相当改善ノ余地ガアルモノト考ヘテ居ルノデアリマス、ソレハ一番ニハ価格ノ問題、モウツハ数量ノ関係デアリマスガ、……中略……出来得ベクンバ配給ヲ十分ニ統制致シマシテ、「メーカー」ガ卸シマスル場合ニ、消費者ノ手ニ入ル価格ト云フヤウナモノヲ決メテ、其間ノ中間利潤ト云フヤウナモノガ、適当以上ニ上ラナイヤウニシナケレバナラス、サウヤウナ考デ居ルノデアリマスガ、是ハ共同販売ノ強化ト云フコトニシナケレバナラナイ、其事ニ付キマシテハ、色々ノ実行案ヲ今考ヘテ居ル訳デアリマシテ、出来ル限り實際ニ副ヤウニシテ貫ハナケレバナウスト考ヘテ居ルノデアリマスガ、一層所謂共販組織ヲ強化シテ合理化スルコト、其為ニハ法律ノ中ニモ或ル程度ノ規定ヲ設ケマシテ自治的ニヤラセル、サウシテ其上ニ監督的ナ規定モ設ケマシテ、十分ニ其趣旨ヲ現ハスヤウニシナケレバナラス……³⁰⁾

と述べ、共同販売（カルテル）の強化とそれに対する政府の監督（届出義務、命令）強化により、鉄鋼の流通過程、ひいては鉄鋼業界全体に対する国家的統制の強化の必要性を強調した。さらに、従来は法律上は日本製鉄にのみ規定されていた軍事上の必要に基づく命令が製鉄事業者全体に拡大されたのも、国家

29) 「同上」第5回、1937年、5ページ。

30) 「同上」第5回、1937年、1～2ページ。

統制強化の重要な内容をなしていた。

(c) 「アウトサイダー」に対する姿勢について

最後に、製鉄事業法案の直接の内容をなすのではないが、別の面より法案の性格を浮き彫りにする、「アウトサイダー」＝民間鉄鋼会社に対する商工省の考え方を見てみよう。

民間鉄鋼会社の溶鉱炉建設の認可が遅れた理由として、伍堂商工大臣は、同委員会では3月24日に

何故遅レルカト申シマスト云フト、一番大事ナ問題ハ、ソレニ引当テル
鉄石ノ手当ガ確實デアリヤ否ヤト云フコトガ——色々ナ外ノコトモアリマ
スケレドモ、主ナル事ニナッテ居リマス、其引当ガ確實ニアレバ鉄石問題
ハ今日ニ於テハ宜イノデアリマス、マア日本製鉄ハ是ハ無論確實ニ其手当
ガアルノデアリマス、他ノ色々新シク出来マスル溶鉱炉ハ一番重要ナ点ハ
其鉄石ノ引当ガ十分デアリ、又確實デアルカ、之ヲ見極メマスコトガ重要
ナ点デアリマシテ……³¹⁾

と述べ、鉄鉱石取得の確実性³²⁾を強調した。

31) 「同上」第3回、1937年、10ページ。

32) この点に関し、日本鋼管の場合について見ると、日本鋼管の第1号炉は1933年5月に認可申請され、1934年10月認可された。第2号炉は1935年5月に認可申請され、1936年4月に認可された。この間、日本鋼管による鉄鉱石確保策とすれば、1935年10月にマレー半島のケランタン王国のタマンガン鉄鉱山の開発をおこなう南洋鉄鉱株式会社が見に止る。しかしこれとても『東洋経済新報』（1935年8月17日号、47ページ。）の記事の内容から判断して、タマンガン鉄鉱山の取得が確定してから、第1号炉が認可されたと言うより、その確保はあいまいであったのではないかと考えられる。さらに、第2号炉に関しては、日本鋼管に南洋鉄鉱株式会社という鉄鉱石取得の途があるのに、なぜ1936年4月まで遅らされ、他社と同時に認可されたのかという疑問が残るし、当時の商工省の官僚（小金義照氏・当時商工省工務局工政課長）からのヒアリングにおいても、第2号建設認可当時において、日本鋼管の鉄鉱石取得の有利化等の変化はなかったということを確認することが出来た。これらの点はさらに解明されねばならないが、溶鉱炉建設認可の遅れが、単に鉄鉱石取得の問題でないことを考えさせるし、さらには、やはり鉄鋼政策基調の転換が重要なポイントであるのではないかと考えられる。

“日鉄中心主義”の転換と製鉄事業法の成立（安井）

そして、現在における民間鉄鋼会社の位置づけとして、伍堂商工大臣は同委員会（33）で3月26日に

斯ウナッテ来マスト、ヤハリ「アウトサイダー」モ重要視シナケレバナラヌ、殊ニ鉄材ニ於キマシテハ、日鉄ト「アウトサイダー」ガ殆ド半分ツツ生産シテ居ルヤウナ訳デアリマス、斯様ナ必要ナ原料ハ一緒ニナッテヤッタラ宜イノヂャナイカ、是ハ私ノ理想デアリマシマスガ、今諮問中デアリマス……³³⁾

と民間鉄鋼会社を重視する発言をした。

(2) 製鉄事業法案の成立をめぐる

会期切れが迫った3月21日に衆議院に提出された製鉄事業法案は、林内閣が、会期満了の3月31日、予算案を成立させた、直後のゆわいる「喰い逃げ解散」によって審議未了となってしまった。

上述のように製鉄事業法案は、審議未了、不成立となってしまったが、しかし、議会外での反対論を考慮に入れば、たとえ会期が残っていても、容易にそのまま製鉄事業法案が成立するとは考えられなかった。そこで、この法案への反対論について簡単に見ておこう。

まず、鉄鋼企業の連絡機関であるところの鉄鋼協議会では3月10日に理事会及び総会を開いた。しかし、そこでは政府の製鉄事業法案に関する諮問に対し、答申案を纏めることが出来ず、「第一案 改訂要求論」、「第二案 撤回要求論」³⁴⁾の2案を建言することとなった。

「第一案 改訂要求論」では、許可制度を届出制度にしるとか、命令範囲を最小限にしるとか、製鉄事業委員会の構成については業者の意見を充分反映しる等の内容であった。

そして、「第二案 撤回要求論」では、「煩瑣なる法規に依り斯業の改善を企画するが如きは却って当業者に企業上の拘束感と不安を抱かしめ、延いて斯業発展の機運を挫折……」すると撤回を要求し「斯業の現状に即したる適切なる

33) 「製鉄事業法案委員会議録」第5回、1937年、12ページ。

34) 『東洋経済新報』、1937年3月20日号、72～73ページ。

“日鉄中心主義”の転換と製鉄事業法の成立（安井）

対案を樹立されん事を切望」している。

「第二案」はもちろんのこと、「第一案」の内容も製鉄事業法案の重要なポイントに異論を唱えるものとなっている。その意味で、法案審議の際は相当の軋轢を生じるものとなると考えられる。

次に鉄鋼国策研究会³⁵⁾は3月10日に委員会を開き、「製鉄事業法案ニ関スル

35) 鉄鋼国策研究会はこの当時相当活発な活動をしていたと考えられるので、この研究会について簡単に述べておこう。この研究会は大阪工業会の外郭団体として、1934年12月24日に創立された。常務委員は栗本勇之助（大阪商工会議所議員、栗本鉄工所^株社長、大阪鉄工業組合相談役）、片岡安（大阪商工会議所副会頭、栗本鉄工所^株・松尾鉄骨橋梁^株取締役）、村田省蔵（大阪商工会議所顧問、大阪商船^株社長）、竹中藤右衛門（竹中工務店^株代表）、委員は小畑源之助（大阪商工会議所顧問、日本ペイント^株社長）、小倉正恒（住友合資総理事）、安宅弥吉（大阪商工会議所会頭、安宅商事^株社長）、森平兵衛（大阪商工会議所議員、丹平商会^株社長）、阿部房次郎（大阪商工会議所顧問、東洋紡績^株社長）であった。そして、その創立趣意書では「製鉄合同ヲ基調トセル鉄鋼政策ハ、今ヤ予期ニ反シテ行詰リノ状態ヲ呈シ、鉄鋼ノ需給ハ著シク円滑ヲ欠キ、ソノ価格ハ昂騰ヲ来タシ」しているとし、これに対し「鉄鋼国策ニ関スル根本的解決策ヲ研究」（大阪工業会編『工業』、1935年2月号、47ページ）するとした。また創立と同時に開かれた第1回総会で、「銑鉄輸入関税全免ニ関スル建議」を審議決定した。

次いで、この研究会は3つの特別委員会の審議の結果「鉄鋼国策上ノ諸問題ニ関スル意見書」を決定した。その項目は「一、製鉄国策」、「二、製鉄合同政策」、「三、日本製鉄ノ国家的使命」、「四、国防上ニ於ケル鉄鋼自給並ニ日滿製鉄協調ノ問題」、「五、製鉄業奨励政策」、「六、関税引下問題」（『大阪工業会五十年史』、1964年、265～268ページ）と鉄鋼業全般にわたっていた。

さらに、次にこの研究会は、1935年12月24日、「阪神地方ニ溶鉱炉建設ニ関スル建議書」、「銑鉄関税引下ニ関スル建議書」（大阪工業会編『工業』、1936年2月号、52ページ）を決定した。

そして、政府が“日鉄中心主義”を保持しているのに対し、1936年4月2日に「鉄鋼国策確立ニ関スル建議書」と「銑鉄関税引下ニ関スル建議書」（『同上』、1936年4月号、63ページ）とを決定した。前者においては、「即チ鋼材生産額ノ約半額ニ近キ屑鉄ヲ北米ヨリ輸入シ又多量ノ銑鉄ヲ蘇聯邦並英印度ヨリ輸入シツツアルカ如キハ、国防上、経済上一日モ輕視スルヲ得サル重大問題ナリトス」とし、そして、政府の“日鉄中心主義”を中心とする政策を厳しく批判して、「政府ハ速ニ現下ノ内外情勢ニ適応セル鉄鋼国策ヲ確立スルコト」（大阪工業会編『工業』、1936年4月号、63ページ）を要望した。

“日鉄中心主義”の転換と製鉄事業法の成立（安井）

建議書³⁶⁾を作成，政府当局へ提出した．その建議書では，「製鉄業ノ許可制度ハ其根本精神ニ於テ必スシモ敢テ反対スヘキニ非ザルモ」，その実際の運用は遅延し，生産増加の時機を失するので，「今日許可制ノ実施ハ少クトモ其時期ニ非ザルモノト認ム」とし，官民合同審議会を設置し，「鉄鋼国策ニツキ根本的再検討」をすると共に許可制についても「其制定ノ可否ヲ運用上ノ諸問題ト併セ考究セラレンコトヲ望ム」と主張した．ここでは，やはり，許可制度に的を絞った反対論が展開されていた．

それにつづいて，大阪工業会も，3月11日に「製鉄事業法案ニ関スル建議書³⁷⁾」を作成，政府当局に提出した．ここでは「本法案ノ実施ハ却ッテ斯業発達ノ気運ヲ阻止シ増産設備ノ着手ヲ遅延セシメ国防整備，産業発達上ニ多大ノ支障ヲ齎」すとし，具体的には「一，製鉄業許可制定ハ時期尚早ナリ」，「二，成ル可ク繁瑣ナル命令並ニ監督ヲ避クルコト」と，明確に法案反対の立場を打出した．

さらに，東京商工会議所は3月18日に工業部会で「建議案³⁸⁾」を作成，役員会の承認を得た上で政府当局へ提出することになった．ここでは「斯業の許可制を採用するが如きは今日の実情に於ては猶其の時期に非ざるのみならず，更に煩瑣なる取締法規を以て之に臨む」のに反対した．ここでも反対の立場は鮮明であった．

これら建議の決定を受けて，栗本氏らの数名の委員は，4月22日，23日，24日，政府当局等，小川商工大臣，馬場大蔵大臣に会見し，建議の実現に努力した．このような努力はその後も続けられ，5月13日，14日にも栗本氏をはじめ3名の委員が上京し，さらに7月21日，22日にも栗本氏をはじめ6名の委員が上京し，「溶鉱炉問題および現下の銑鉄飢饉問題」（『同上』，1937年8月号，52ページ）について関係方面を歴訪した．その後も同様の方向で粘り強い努力が続けられた．そして，製鉄事業法案の登場ということになり，それに対する建議書が出されたのである．

以上の鉄鋼国策研究会の活動を全体として見れば，その役員構成，建議から判断して，鉄鋼（銑鉄も含む）の使用者の立場から，その使用者の利害の擁護を主眼点にしていた．その点は，銑鉄関税引下問題や阪神地方溶鉱炉建設問題に端的に見い出せる．

36) 大阪工業会編『工業』，1937年4月号，57ページ．

37) 『同上』，1937年4月号，56～57ページ．

38) 『東洋経済新報』，1937年4月3日号，70ページ．

“日鉄中心主義”の転換と製鉄事業法の成立（安井）

以上の反対論の共通点は、やはり許可制度と政府による監督の強化についてであった。これらの反対論は、第70議会での審議に反映されていた。

製鉄事業法案はこれらの反対論に包囲されつつ、結局、衆議院での審議途中に、審議未了となってしまったのであるが、日中戦争勃発後の第71議会（7月23日～8月7日）に若干の修正を加えられて再度、近衛内閣の手により提出されることになった。

修正の主な点は、前議会での反対論を考慮に入れて、ほんの少し強権性を弱め、官僚の恣意的運用の余地を狭めるものであったが³⁹⁾、許可制度や政府による監督の強化というこの法案の根本は何ら変化はなかった。

製鉄事業法案は7月30日に衆議院に提出され、衆議院の製鉄事業法案委員会では3日間審議されたが、前議会では衆議院の委員会での審議途中で解散になったため、初めて審議をおこなう貴族院の製鉄事業法案特別委員会の審議はたったの1日しかおこなわれず、法案は特別委員会を通過してしまった。日中戦争勃発によって戦時体制へとさらに深く突入していった状況の中では、前議会で問題とされた国家統制強化の内容に対して、強い疑念が出されたものの、政府による小手先の修正がされただけで、この法案を早急に成立させざるをえなくなっていたと言える。製鉄事業法は8月13日公布され、9月22日施行された。

V おわりに

1936年ごろには、輸入屑鉄の価格は銑鉄の価格より高くなり、それまでの日本鉄鋼業の発展の原動力の一つとも言える平炉による屑鉄製鋼法は、その経済上の有利性を失ってしまった。しかし、このような経済上の変化があるとは言うものの、日本鉄鋼業の発展を条件づけた最も重要な変化は、日本の国家の基本方針がアメリカ合衆国、イギリスとの協調から対立へと変化し、日本とア

39) たとえば、前法案では第24条で、製鉄事業を許可する場合だけ製鉄事業委員会の審議に付すことにしていたのを、今法案では不許可の場合も審議に付すことにしたとか、業務の停止、制限、許可の取消の理由の一つとして、前法案では第25条で「公益ヲ害スル行為ヲ為シタルトキ」が入っていたが、今法案では第26条でこれを削っているとかである。

“日鉄中心主義”の転換と製鉄事業法の成立（安井）

アメリカ合衆国、イギリスとの軍事的衝突が間近に感じられるようになって来たことである。ゆえに、主として軍事的変化に規定されて、早急に輸入屑鉄（大部分はアメリカ合衆国より）依存体制より脱却し、日本の勢力圏内（日・満・北支）で鉄鋼原料を獲得し、鉄鋼生産を進めることが迫られていた。

そのような、軍事的要請によって、日本の勢力圏内の鉱山の開発を急ぎ、製鉄事業法によって、貧鉱、砂鉄の利用の技術開発、使用奨励を図った。さらに、アウトサイダーの溶鉱炉を認可することにより“日鉄中心主義”を転換し、日本鉄鋼業の産業構造を転換するため、製鉄事業法による許可制度によって、国家の統制の下に、一方では溶鉱炉を次々増設し、他方ではスクラップ法の平炉建設を抑制し、鉱石法の平炉建設を促進し、日本鉄鋼業において鉄鋼一貫体制を確立しようとした。なぜなら、鉄鋼一貫体制の方向へ向い溶鉱炉を起点とする一貫生産をしなければ、原料が獲得出来ても鉄鋼生産は前進しないし、また、スクラップ法よりの離脱も不可能だったからである。

製鉄事業法は上述のような根本策に係わるだけでなく、当面の鉄鋼飢饉を解消する応急策をも含有していた。それは一方では免税による鉄鋼輸入の増加により流通量をふやすとともに国家による監督（届出義務、命令）の強化により、鉄鋼の流過程ひいては鉄鋼業界全体に対する国家的統制を強化し、鉄鋼の価格と数量を統制しようとするものであった。

以上のように、日本鉄鋼業の具体的なあり方に規定され、国家による統制も、価格上、数量上の需給調整だけでなく、より一步踏みこんで、日本の鉄鋼業の原料獲得、及びその産業構造のあり方にまでおよぶものであった。そして、それは、日本、満州、北支における生産力拡充計画として具体化されてゆくことになったが、そのことに関しては次稿を期したい。

〔追記〕 本稿は1977年11月に開催された経営史学会第13回大会における自由論題部門の研究報告の内の前半部分をもとに作成したものである。